

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止について	・・・ 2
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案	・・・ 6

公 示

26C08号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年10月1日

関東運輸局長 澤井 俊

1. 届出の内容等

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止
事案番号	26C08
届出を行った一般乗合 旅客自動車運送事業者名	丸建つばさ交通 株式会社
対象となる路線	事案番号 26C08-1 埼玉県上尾市東町3丁目1963番地2 埼玉県上尾市原市1287番地1 0.83キロ 事案番号 26C08-2 埼玉県上尾市平塚231番地 埼玉県北足立郡伊奈町小室3148番地1 2.05キロ 事案番号 26C08-3 埼玉県北足立郡伊奈町小室2960番地5 埼玉県北足立郡伊奈町小室2203番地1 1.39キロ 事案番号 26C08-4 埼玉県北足立郡伊奈町小室3148番地1 埼玉県北足立郡伊奈町栄4丁目153番地4 0.67キロ 事案番号 26C08-5 埼玉県北足立郡伊奈町小室770番地5 埼玉県北足立郡伊奈町小室533番地5 0.94キロ 事案番号 26C08-6 埼玉県北足立郡伊奈町小室771番地1 埼玉県北足立郡伊奈町小室771番地1 0.2キロ 事案番号 26C08-7 埼玉県北足立郡伊奈町小室1064番地2 埼玉県北足立郡伊奈町小室1231番地1 0.7キロ

	事案番号 ２６Ｃ０８－８ 埼玉県北足立郡伊奈町小室１２７１番地 埼玉県北足立郡伊奈町小室２８８番地 ０．６８キロ 事案番号 ２６Ｃ０８－９ 埼玉県北足立郡伊奈町小室１０３６０番地 埼玉県北足立郡伊奈町小室４８３４番地１ １．２３キロ 事案番号 ２６Ｃ０８－１０ 埼玉県北足立郡伊奈町小室４８３４番地１ 埼玉県北足立郡伊奈町小室４９２９番地１１ ０．７４キロ
休止の予定日	令和９年３月１日
休止の期間	令和９年３月１日～令和１０年２月２９日
休止を必要とする理由	運転手不足により、従来通りの運行を維持することが困難なこと、かつ乗車人員が伸びず今後の利用増が見込めない状況であり、運行にかかる経費が会社経営を圧迫しているため。

２．意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第１５条の２第２項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から１０日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課又は埼玉運輸支局輸送担当まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の１０日前までに別途通知します。

（参 考）

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第１５条の２第１項の規定により、実施予定日の６ヵ月前までに届け出ることによって実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る休止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条第３項及び第４項に基づく廃止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和8年10月1日 関東運輸局長 澤井 俊

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

26B47号 日新ライフサポート 株式会社

1. 令和8年8月3日
2. 特別区・武三地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請の概要

下記の距離制運賃について、初乗距離を2kmに換算する。

(ア) 普通車 下限運賃